平成２４年（フ）第７６６７号
東京都江東区大島４丁目１－１－611
破産者　山田　賢市
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２５４号
東京都世田谷区代沢１丁目24－２－605、住民票上の住所東京都渋谷区笹塚１丁目63－２－305
破産者　小林由加里
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３０４号
神奈川県海老名市中野１丁目21－30－201
破産者　鎗田　照夫
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６２号
東京都大田区大森西２丁目13－２－105
破産者　根岸　良和
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４０６号
東京都豊島区長崎２丁目26－８－203
破産者　宮津　恋都（旧名舞架）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２４号
東京都大田区南雪谷２丁目11－10－302
破産者　池田　精克
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５２号
東京都羽村市富士見平１丁目18　羽村団地４－303
破産者　久保　龍哉
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６９号
東京都豊島区池袋２丁目63－１－601
破産者　宮田　芳幸
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８６号
東京都品川区西品川２丁目７－５－101
破産者　栗山　厚子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８７号
東京都板橋区大山東町52－４－105、住民票上の住所東京都板橋区大山町21－６－302
白樹舘壱番館
破産者　中野　　広
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０４号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目６－26
本橋アパート２階東
破産者　川田　　忠
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７４号
神奈川県相模原市中央区千代田３丁目１－８－205
破産者　芳賀シヅエ
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２４号
東京都杉並区和田１丁目46－11－403
破産者　北村　　浩
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７５０号
神奈川県川崎市宮前区菅生６丁目16－８－101
破産者　加藤　喜久
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７２号
東京都八王子市中野上町３丁目25－22
破産者　柳澤　敏行
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７３号
東京都墨田区両国２丁目21－８－504
破産者　富山　大輔
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７５号
東京都品川区北品川３丁目７－19－102
破産者　内田　勝之
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７７号
埼玉県和光市新倉３丁目８－33－A202
破産者　徳久加那子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７８２号
東京都大田区池上７丁目27－11－202
破産者　杉山　宣嗣
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７９６号
東京都足立区千住桜木２－15－２－819、住民票上の住所東京都足立区千住元町９－３本橋方
破産者　加藤　浩志
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８３８号
東京都板橋区新河岸２－10－６－108、住民票上の住所山口県下関市長府東侍町10番Ｂ－105
破産者　細川　哲生
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部